

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	内閣官房国家安全保障局	担当者名	猪股
問番号	1	TEL (直通)	██████████
対象条項	第一条	E-Mail	████████████████████ ██████████
質問の内容			
<p>法律案第一条中「重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為」の具体例として、どのような行為を想定しているのか。同法案第二条第二項から第三項までに列挙される定義等に応じてどのようなものを想定しているのか、可能な範囲で列挙いただきたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>重要施設の施設機能とその周辺にある土地等の利用により阻害し得る行為としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 継続的な高所からの監視、盗聴等の活動 ② 周囲の送電線、水道管等を破壊することによる当該施設へのライフライン供給の阻害 ③ 坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃 ④ 銃器による攻撃 ⑤ 電波妨害（ジャミング） <p>等を想定している。</p> <p>また、国境離島等の離島機能とその区域内にある土地等の利用により阻害し得る行為としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 領海基線の根拠となる低潮線、その近傍の土地等の大規模な破壊、形質変更 ② 領海等の保全及び利用に関する活動の拠点の基礎となる施設に対する攻撃等 ③ 国境離島等の社会経済活動を阻害することによる領海等の保全及び利用に関する活動拠点としての機能の無力化 <p>等を想定している。</p>			

府省庁名	内閣官房国家安全保障局	担当者名	猪股
問番号	2	TEL (直通)	██████████
対象条項		E-Mail	████████████████████ ██████████
質問の内容			
<p>今後、基本方針や政令以下で当該行為の具体例や要件等を明示することはあるか。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	警察庁	担当者名	長官官房企画課 []
問番号	1	TEL (直通)	03-3581-0141 (内線 [])
対象条項	第1条	E-Mail	[]
質問の内容			
<p>本条において「もって国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与することを目的とする」とされているところ、本法律案の目的として「国民生活の基盤の維持」、「我が国の領海等の保全」及び我が国の「安全保障」を規定している理由について、これらの意味するところを明らかにしつつ、教示されたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>本法律の目的規定は、我が国を取り巻く安全保障をめぐる環境の変化を踏まえれば、重要施設及び国境離島等の有する機能を阻害する行為が行われる危険性が高まっており、これを可能な限り未然に防止する必要があることに鑑み、御指摘のそれぞれの規定について、以下の理由で規定しているものである。</p>			
<p>○ 国民生活の基盤の維持</p> <p>本法律は、第2条第2項第3号に規定する生活関連施設が有する国民生活の基盤としての機能が阻害される事態を防止するための措置を講ずるものであることから、「国民生活の基盤の維持」に寄与することを目的として規定している。</p>			
<p>○ 我が国の領海等の保全</p> <p>近年、我が国周辺海域では、様々な変化が生じ、厳しい情勢が続いており、特に、一部の近隣諸国が、領海侵入をはじめとする我が国周辺海域における活動を急速に拡大・活発化させており、今後、そうした活動が一層活発化することが懸念されているところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本法律は、海上保安庁の施設が有する領海等の保全に関する活動の基盤としての機能が阻害される事態を防止するための講ずるとともに、 ・ 第2条第3項に規定する国境離島等が有する領海等を画する機能並びに我が国の領海等の保全及び利用に関する活動の拠点としての機能が阻害される事態を防止するための措置を講ずるものであること <p>から、「我が国の領海等の保全」に寄与することを目的として規定している。</p>			
<p>○ (我が国の) 安全保障</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛関係施設について、我が国を防衛するための基盤としての機能が阻害される事態が生じた場合には、我が国の安全保障が著しく害されると考えられること。 ・ 国境離島等について、領海等を画する機能並びに我が国の領海等の保全及び利用に関する活動の拠点としての機能が阻害される事態が生じた場合には、我が国の安全保障が著しく害されると考えられること。 ・ 生活関連施設及び海上保安庁の施設についても、それぞれの機能が著しく阻害された場合には、国民の安全や領海等の保全に著しい支障が生じ得るものであり、我が国の安全保障にも影響が生ずると考えられること。 <p>から、本法律について、「(我が国の) 安全保障」に寄与することを目的として規定している。</p>			

府省庁名	警察庁	担当者名	長官官房企画課 [REDACTED]
問番号	2	TEL (直通)	03-3581-0141 (内線 [REDACTED])
対象条項	第4条第1項 第8条第1項及び第2項 第11条第1項 第20条第1項及び第2項 第22条	E-Mail	[REDACTED]
質問の内容			
<p>本法律案が安全保障環境の変化を踏まえて制定されるものであることを踏まえれば、注視区域の指定（第4条第1項）、注視区域内にある土地等の利用者に対する勧告及び命令（第8条第1項及び第2項）、特別注視区域の指定（第11条第1項）、他の法律に基づく措置の実施に関する要求等（第20条第1項及び第2項）及び国による土地等の買取り等（第22条）は、あくまで安全保障上の懸念が想定される行為への対応に限ってなされるという理解で良いか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>この法律は、重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため、所要の措置を講じ、もって国民生活の基盤の維持、我が国の領域、排他的経済水域等の保全及び我が国の安全保障に寄与することを目的とするものであるから、本法律に基づく具体的な措置についても、これらの目的に資する形で実施されるものと考えている。</p>			

府省庁名	警察庁	担当者名	長官官房企画課 ■■■
問番号	3	TEL (直通)	03-3581-0141 (内線■■■)
対象条項	第6条 第18条 第21条	E-Mail	■■■■■■■■■■

質問の内容

捜査活動に関わる事柄については、他人の名誉やプライバシーの保護の観点に加え、捜査・公判に重大な支障が生じるおそれがあることから、刑事訴訟法第47条、同法第53条等の趣旨を踏まえ、国会における答弁等であっても差し控えることがあるところ、第6条に基づく利用者等関係情報の提供、第18条に基づく資料の提出等及び第21条に基づく資料の提供等に当たっては、捜査への支障等を踏まえた対応が許容されると解してよろしいか。

内閣官房回答欄

【第6条】

第6条第1項の規定は、関係法令に基づく行政上の手続（許認可、届出等）において関係行政機関（地方公共団体を含む。）が収集した情報であって、公簿に記載された情報、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第23条の規定による届出に係る情報など、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者について客観的に確認された情報を、本法案の目的の達成のために収集することを予定しており、捜査情報や前科情報の収集は予定していないことから、警察庁及び都道府県警察に対して第6条第1項の規定により情報の提供を求めることは想定していない。

その上で、第6条第1項の規定は、個人情報保護法令（条例を含む。）において、法令に基づく場合を除き、行政機関（地方公共団体の執行機関を含む。）が保有する個人情報の第三者への提供が制限されていることに鑑み、当該情報の内閣総理大臣への提供に法的根拠を与えるためのものであり、同条第2項に規定する提供義務はこれを前提としたものである。そのため、個人情報保護法令以外の法令において保有個人情報の第三者への提供が制限されている場合には、同項の規定は適用されず、専ら当該法令の定めるところにより内閣総理大臣への提供の可否を判断していただくことになる。このため、警察庁及び都道府県警察が保有する捜査に関する情報については、公訴提起前の捜査に関する情報も含め、仮に、本法案第6条第1項の規定により提供を求めたとしても、刑事訴訟法第47条等の規定により判断していただくこととなると考えている。

【第18条】

第18条の規定による資料の提出等の要求については、審議会が行うものであるためお答えすることは差し控えるが、審議会が貴庁に対し当該規定に基づく情報の提供を求めることは想定しづらいと考えられる。

【第21条】

上述のとおり、仮に、貴庁に対して照会を要すると判断した場合であっても、第6条第1項（第12条第5項において準用する場合を含む。）に列挙された情報の提供を求めることは想定していないことから、第21条の規定に基づきそれ以外の情報の提供を求めることとなるが、捜査に関する情報の提供の是非に関する考え方については、第6条と同様である。

府省庁名	警察庁	担当者名	長官官房企画課 [REDACTED]
問番号	5	TEL (直通)	03-3581-0141 (内線 [REDACTED])
対象条項	第 20 条第 2 項	E-Mail	[REDACTED]
質問の内容			
<p>土地等の利用とは、土地等を所有又は継続的に使用する行為のみならず、一時的に使用する行為や土地等の上に単に所在する行為についても含まれるのか。たとえば、道路におけるデモ行為や、道路上で単に座り込んだり、しゃがんだりする行為についてはどうか、教示されたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>ご指摘の「土地等の利用」については、貴見のとおり、必ずしも土地等の所有又は継続的な使用に限らない。ただし、ご指摘の各行為は、通常、重要施設の機能を阻害するまでには至らない態様で行われるものであり、しかも、道路交通法やいわゆる公安条例による行為規制が存在し、専らそれらにより対処されるべきものであることから、本法による規制措置の対象とならないと考えている。</p>			

府省庁名	警察庁	担当者名	長官官房企画課 [REDACTED]
問番号	6	TEL (直通)	03-3581-0141 (内線 [REDACTED])
対象条項	第 20 条第 2 項	E-Mail	[REDACTED]
質問の内容			
<p>新法第 20 条第 2 項の規定に基づく、他の法律の規定に基づく措置とは、具体的にどのようなものを想定されているのか、教示されたい。また、他の法律の規定に基づく措置には、刑事訴訟法に基づく逮捕等は含まれないものと解してよろしいか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>例えば、低潮線の形質変更が確認された場合には排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律に基づく監督処分が、農地の無許可転用が確認された場合には農地法に基づく命令が該当するものと考えられる。</p> <p>なお、土地等利用状況調査の過程で犯罪に係る事実を認知した場合には、告発等を通じて捜査機関と連携しつつ対応することを想定しているところ、第 20 条第 2 項の規定に基づき犯罪捜査を所管する大臣に犯罪捜査を要請することは想定していない。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	総務省	担当者名	自治税務局固定資産税課 坪井
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条第 1 項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
事前届出の対象となる土地及び家屋について、面積要件を設けている考え方についてご教示いただきたい。			
内閣官房回答欄			
届出の対象となる土地等について面積要件を設ける趣旨は、特別注視区域内にある全ての土地等について、その規模を問わず一律に、土地等に関する権利の移転又は設定につき届出義務を課すこととした場合、対象となる取引の範囲が広範になり、当該区域内の土地等の取引に係る手続上の負担が過大となるおそれがあるため、当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供される可能性、供された場合の危険性等との比較衡量の上で、国民生活及び経済活動への負担を必要最小限とすべくその範囲を定めることが必要と考えたためである。			

府省庁名	総務省	担当者名	自治税務局固定資産税課 坪井
問番号	2	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条第 1 項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
事前届出の対象となる土地の面積の下限を 200㎡、また、家屋の面積の下限を 100㎡とした考え方についてご教示いただきたい。			
内閣官房回答欄			
<p>土地の面積については、地方税法における住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の対象、公有地の拡大の推進に関する法律における届出義務の対象等を参考にした上で、住宅及び宅地の取引実績に係る調査の内容を踏まえ、個人による一般的な住宅取得のための土地の取引の相当程度を対象から除くこととなると考えられる水準として設定したものである。</p> <p>また、建物の面積については、土地について 200 平方メートルとしたことを踏まえて、土地と建物の関係を踏まえて設定したものである。</p> <p>なお、実際の面積要件の水準については、政令においていかなる施設類型を生活関連施設として規定するか、また、それに伴う特別注視区域として指定される区域の数の見込みも踏まえた上で、政令で規定する予定である。</p>			

--

府省庁名	総務省	担当者名	自治税務局固定資産税課 坪井
問番号	3	TEL (直通)	
対象条項	第3条	E-Mail	
質問の内容			
今後策定予定の基本方針について、閣議決定が必要である旨の規定があるが、各省協議は行われる見込みか。また、基本方針の策定スケジュールについて、ご教示いただきたい。			
内閣官房回答欄			
基本方針の策定に当たっては、事前に関係省庁と協議を行うことを予定している。 基本方針の策定スケジュールについて、現時点では、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（附則第1条ただし書）から、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日（附則第1条本文）までの間に策定（閣議決定）することを予定している。			

府省庁名	総務省	担当者名	自治税務局固定資産税課 坪井
問番号	4	TEL (直通)	
対象条項	第3条	E-Mail	
質問の内容			
基本方針において、固定資産課税台帳関係についてどういった内容が記載される予定かご教示いただきたい。			
内閣官房回答欄			
基本方針の詳細については検討中であるため、現時点でお答えすることは困難であるが、具体的な記載内容については、今後貴省を含めた関係省庁と調整を行っていく予定である。			

府省庁名	総務省	担当者名	総合通信基盤局事業政策課 渡部、宮本
問番号	5	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第8条	E-Mail	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能・・・を阻害する行為の用に供し、又は供するおそれがある」かどうかは、①どのような情報を基に、②どのような基準に照らして判断されるのか、それぞれ御教示いただきたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>土地等利用状況調査（第5条）として、①注視区域内にある土地等に係る現況調査、②当該土地等に係る不動産登記簿、当該土地等の利用者に係る住民基本台帳その他の公簿等の収集（第6条等）、③当該土地等の利用者等に対する報告の徴収等（第7条）及び④収集した情報の分析等を行うことを予定しており、これらの結果により、一定の準備行為に及んでいることが疑われるなど、当該土地等が機能を阻害する行為の用に供される蓋然性が相当程度高いと判断できる場合を想定している。</p>			

府省庁名	総務省	担当者名	総合通信基盤局事業政策課 渡部、宮本
問番号	6	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第8条（第3条、第6条、第21条）	E-Mail	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「注視区域内にある土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能・・・を阻害する行為の用に供し、又は供するおそれがある」かどうかの判断に必要な情報を収集するため、あるいは注視区域に係る重要施設の施設機能の重要性そのものに鑑み、都道府県警察において、注視区域として指定された区域の警戒警備を強化したり、注視区域に係る重要施設周辺の24時間体制での警備を実施したりすることは想定されているのか。例えば、第3条の基本方針、第6条の情報の提供の求め又は第21条の協力の求めにより、内閣総理大臣から都道府県警察に対して、注視区域内の警戒警備や警戒警備を通じて収集した情報の提供を求めることは想定されているのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>いずれも想定していない。</p>			



**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	総務省	担当者名	自治税務局固定資産税課 坪井
問番号	2	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条第 1 項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
事前届出の対象となる土地の面積の下限を 200㎡、また、家屋の面積の下限を 100㎡とした考え方についてご教示いただきたい。			
内閣官房回答欄			
<p>土地の面積については、地方税法における住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の対象、公有地の拡大の推進に関する法律における届出義務の対象等を参考にした上で、住宅及び宅地の取引実績に係る調査の内容を踏まえ、個人による一般的な住宅取得のための土地の取引の相当程度を対象から除くこととなると考えられる水準として設定したものである。</p> <p>また、建物の面積については、土地について 200 平方メートルとしたことを踏まえて、土地と建物の関係を踏まえて設定したものである。</p> <p>なお、実際の面積要件の水準については、政令においていかなる施設類型を生活関連施設として規定するか、また、それに伴う特別注視区域として指定される区域の数の見込みも踏まえた上で、政令で規定する予定である。</p>			
再質問の内容			
「土地と建物の関係を踏まえて」とあるが、土地及び建物の下限面積を設定する際に統計的なデータは参考にしたのか、したのであればその内容についてご教示いただきたい。			
内閣官房回答欄			
<p>例えば、住宅金融支援機構が提供する固定金利型住宅ローン「フラット 35」の令和元年度の利用実績に関する調査においては、当該住宅ローンを利用して購入された一戸建住宅のうち、敷地面積が 200 平方メートル未満であるものは、全国で全体の約 62%、東京都で全体の約 95%であり、住宅のうち床面積が 200 平方メートル未満のものは、全国で全体の約 99%を占めており、これらを参考としている。</p> <p>※法令協議発出後、事情の変更があり、現在の条文案では、建物の床面積も 200 平方メートルとすることを検討している。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	法務省	担当者名	民事局民事第二課 河瀬
問番号	1	TEL (直通)	██████████
対象条項	第3条第2項第3号	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>内閣総理大臣は、注視区域内にある土地等の利用の状況についての調査を行うものとされているが（第5条）、基本方針では、注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項を定めることとされている（第3条第2項第3号）。</p> <p>この基本方針で定められる「利用の状況等についての調査」の「等」に含まれるものとして想定しているものは何か。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>特別注視区域内にある土地等に関する所有権等の移転等の届出に係る事項についての調査である（第12条第4項及び第5項）。</p>			

府省庁名	法務省	担当者名	民事局民事第二課 河瀬
問番号	2	TEL (直通)	██████████
対象条項	第6条第2項	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>「関係機関の長・・その他執行機関」の概念は、中央省庁の地方支分部局の長を含まないとの認識でよいか。</p> <p>含まないとした場合、例えば、当省の地方支分部局である法務局・地方法務局に対して直接情報提供を求めるのではなく、法務省本省を通じて求めることになるのか。</p> <p>この点について、法務局等でのみ保管している情報のうち、登記に関する情報（公示されているものや利害関係を有する者であれば閲覧することができる添付情報）については、法務局等（登記所）と直接やりとりをしていただいて差し支えないようにも考えられる。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>第6条に規定する「関係行政機関の長」として、貴省については「法務大臣」を想定しているが、御指摘の「法務局等でのみ保管している情報」の提供に関する具体的な手続については、今後、貴省と御相談させていただきたい。</p>			

府省庁名	法務省	担当者名	民事局参事官室・吉川
問番号	3	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第12条第2項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「民事調停法による調停」のみが特に例示されている趣旨は何か。</p> <p>また、「その他の政令で定める事由」として、どのような事由を定める予定であるのか。例えば、認証紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第2条第5号、第25条から第27条までの規定を参照。)による場合について、規定を設ける予定はあるのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>「民事調停法による調停」は、その性質上事前届出を行うことが困難である事由の例として規定したものであり、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第14条第2項及び第27条の4第2項第2号の規定を参考としている。</p> <p>「その他の政令で定める事由」としては、例えば裁判上の和解を定めることを想定しているが、御指摘の「認証紛争解決手続」を含め、政令においていかなる事由を定めるかについては、今後、検討することとしている。</p>			

府省庁名	法務省	担当者名	民事局参事官室・西
問番号	4	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項		E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>本法律案により新たに設ける行政処分がある場合、①その処分と根拠条文、②当該行政処分について不服申立前置(行政事件訴訟法第8条第1項ただし書)としたのであればその理由について、ご教示いただきたい。</p>			
<p>【質問の理由】</p> <p>行政事件訴訟法を所管する立場として、「法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定め」について把握する必要があるため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>本法律案により新たに設ける行政処分としては、注視区域内にある土地等の利用者に対する命令(第8条第2項)が該当する。この命令については、不服申立前置とはしていない(行政事件訴訟法第8条第1項ただし書の定めに対応する規定は設けていない)。</p>			



**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	1	TEL (直通)	██████████
対象条項	第二条第三項	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>北方四島は、本法案が適用される領域に含まれ、また、本法案第二条第三項第一号にいう「領海及び接続水域に関する法律…第一条第一項の海域の限界を画する基礎となる基線…を有する離島」(国境離島等)に該当するとの理解で相違ないか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>北方四島が我が国固有の領土であることに鑑みれば、北方四島に属する島のうち、第2条第3項第1号に規定する基線を有するものは、同項の「国境離島等」に該当する</p>			

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	2	TEL (直通)	██████████
対象条項	第四条第一項	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>北方四島が国境離島等に該当する場合、本法案第四条第一項にいう「当該離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防止する必要があるもの」として北方四島を注視区域に指定する／しないことについて、いずれを想定しているか。また、北方四島を注視区域に指定しないことを想定している場合、どのような整理・理由によるものか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>北方四島は我が国固有の領土である一方、北方四島において、我が国の主権の一部を事実上行使することができていない状況であることを勘案すれば、本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えている。</p>			

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	3	TEL (直通)	██████████
対象条項	第五条第一項、第八条第一項～第二項	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>北方四島を注視区域に指定する場合、本法案第五条に定める土地等の利用の状況についての調査や同第八条に定める勧告・命令措置には、現状において制約があると考えられる(例：当該調査のための現地訪問)が、どのような調査内容や制度の運用を想定しているか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>北方四島において、我が国の主権の一部を事実上行使することができていない状況であることを勘案すれば、本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えているため、現時点で本法律に基づく措置を行うことは想定して</p>			

いない。

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	4	TEL (直通)	██████████
対象条項	第十一条第一項	E-Mail	██████████

質問の内容

北方四島は、本法案第十一条一項にいう「特定国境離島等」(国境離島等のうちその離島機能が特に重要なもの又はその離島機能を阻害することが容易であるもの)に該当するか。該当する(／しない)場合、どのような整理・理由によるものか。

内閣官房回答欄

例えば、国境離島のうち近傍に本土や他の離島がないものについては、その有する領海基線の変更をもたらし得る行為が行われた場合には、直ちに広大な領海等を消失しかねないものであることから、「その離島機能が特に重要であるもの」であると考えられる。また、例えば、本土から遠隔に位置する無人国境離島については、人の目が届きづらく、離島機能を阻害する行為及びその準備行為が発見されにくいものであることから、「その離島機能を阻害することが容易であるもの」と考えられる。

北方四島がこうした要件に合致するようであれば、規定上は「特定国境離島等」に該当し得るが、上述のとおり、北方四島を注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えている。

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	5	TEL (直通)	██████████
対象条項	第十一条第一項	E-Mail	██████████

質問の内容

北方四島が「特定国境離島等」に該当する場合、北方四島を特別注視区域として指定する／しないことについて、いずれを想定しているか。また、北方四島を特別注視区域に指定しないことを想定している場合、どのような整理・理由によるものか。

内閣官房回答欄

北方四島において、我が国の主権の一部を事実上行使することができていない状況であることを勘案すれば、本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えている。

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	6	TEL (直通)	██████████
対象条項	第十一条第二項	E-Mail	██████████

質問の内容

北方四島を特別注視区域に指定する場合、第十一条が準用する本法案第五条に定める土地等の利用の状況についての調査には現状において制約があると考えられる(例:当該調査のための現地訪問)が、どのような内容を想定しているか。(質問3と同趣旨)

内閣官房回答欄

北方四島において、我が国の主権の一部を事実上行使することができていない状況であることを勘案すれば、本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えているため、現時点で本法律に基づく措置を行うことは想定していない。

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	7	TEL（直通）	██████████
対象条項	第十二条第一項	E-Mail	██████████

質問の内容

北方四島を特別注視区域に指定する場合であっても、現在、北方四島における不動産登記事務は行われておらず、第三者に対抗し得る形での権利移転・設定は不可能であり、本法案第十二条第一項にいう「所有権又はその取得を目的とする権利…の移転又は設定をす契約…を締結する場合」は想定されないとの理解で相違ないか。

内閣官房回答欄

北方四島において、我が国の主権の一部を事実上行使することができていない状況であることを勘案すれば、本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えているため、現時点で本法律に基づく措置を行うことは想定していない。

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	8	TEL（直通）	██████████
対象条項	第二十二条第一項	E-Mail	██████████

質問の内容

北方四島を注視区域に指定する場合、北方四島は本法案第二十二条にいう「離島機能を阻害する行為の用に供されることを防止するため国が適切な管理を行う必要があると認められるもの」に該当するか。また、該当する場合であっても、現在、北方四島における不動産登記事務は行われておらず、第三者に対抗し得る形での権利移転・設定は不可能であり、同条の「国は…当該土地の所有権…その他の…権利の買取りその他の必要な措置を講ずるよう努める」との規定の対象とならないとの理解で相違ないか。

内閣官房回答欄

北方四島において、我が国の主権の一部を事実上行使することができていない状況であることを勘案すれば、本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えているため、現時点で本法律に基づく措置を行うことは想定していない。

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	外務省	担当者名	欧州局ロシア課 牧 崇史
問番号	1	TEL (直通)	██████████
対象条項		E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>当課からの問2～8に対する回答において、「本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えている」とあるのは、現時点で北方四島を本法律に基づく注視区域・特別注視区域に指定することは想定していないとの趣旨か。</p> <p>(当課からの問3、6～8に対する回答において、北方四島を「本法律に基づく注視区域及び特別注視区域として指定することについては、相当に慎重な検討が必要であると考えているため、現時点で本法律に基づく措置を行うことは想定していない」とあるが、「相当に慎重な検討」の結果として、仮に注視区域・特別注視区域に指定する場合には、例えば、本法案第五条に基づく土地等の利用の状況についての調査は、必ず行うとの規定となっていると理解している。)</p>			
内閣官房回答欄			
<p>貴見のとおり。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	1	TEL (直通)	██████████
対象条項	第2条第2項第3号	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>本条項で規定する「生活関連施設」には、「漁港漁場整備法」で定める「漁港施設」及び第4条第1項第二号で定める漁港漁場整備事業で整備された漁場の施設（クルマエビ養殖場等）も想定しているのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>「生活関連施設」は、いわゆる重要インフラ施設のことである。第2条第2項第3号の政令においては、国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設のうち第1号に係る類型を参照しつつ、本法律に基づく措置を講ずる必要性等を勘案して、具体的な施設類型を規定することを予定しているところ、御指摘の施設について、「生活関連施設」に含めることは想定していない。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
問番号	2	TEL (直通)	██████████
対象条項	第2条第2項第3号	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>本条項で規定する「生活関連施設」には、「海岸法」で定める「海岸保全施設」も想定しているのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>「生活関連施設」に関する考え方は、1に対する回答のとおりであり、海岸保全施設を「生活関連施設」に含めることは想定していない。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	3	TEL (直通)	██████████
対象条項	第4条第1項	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>「国境離島等の区域内」とあるが、「国境離島等の区域」とはどのような区域なのか。別途区域を定めるのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>主に、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該国境離島に存する領海等の限界を画する基礎となる基線の根拠となる低潮線周辺の土地等 ② 領海警備、低潮線保全区域の監視、漁業、海洋における各種調査等の活動の拠点となる防衛関係施設、海上保安庁等の行政機関の施設、港湾や空港等のインフラ施設等の周辺を注視区域として指定することが想定されるが、一定の国境離島等については、その地理的特性や地政学的な位置付け等により、その区域の全部を指定することも想定される。 			

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁業務課 尾山真一
問番号	4	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第4条第2項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地利用状況審議会の意見を聴かなければならない」とあるが、国有林野である土地を注視区域として指定する場合には、林野庁に対して、あらかじめ十分な時間的余裕を持って協議頂けるものと考えてよろしいか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>注視区域及び特別注視区域を指定するに当たっては、対象となる重要施設又は国境離島等の有する機能に対する評価や想定される当該機能を阻害する行為の種類の想定を適切に行うことが必要であることから、関係行政機関の長への協議は、当該指定の対象となる重要施設を所管する行政機関の長や国境離島等についての知見を有する行政機関の長に対して行うことを想定している。</p> <p>このため、注視区域等に国有林野が含まれることをもって直ちに農林水産大臣に協議を行うことは考えていないが、当該注視区域等の大部分が国有林野である場合など、指定に当たって農林水産大臣の知見が必要である場合には、協議を行うことはあり得る。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	5	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第4条第2項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>内閣総理大臣が注視地区を指定する場合に協議することとされている「関係行政機関の長」には、農林水産大臣及び漁港管理者を想定しているのか。</p> <p>(漁港漁場整備法では、都道府県、市町村等の地方公共団体が漁港管理者と定められている。)</p> <p>また、生活関連施設に漁港施設を含まない場合でも、他の重要施設のおおむね千メートルの区域内が漁港区域と重複する場合については、上記協議をすることを想定しているのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>前段について、1に対する回答のとおり、漁港施設を「生活関連施設」に含めることは想定していないため、当該施設に関する注視区域及び特別注視区域の指定並びに当該指定に関する農林水産大臣及び漁港管理者への協議は想定していない。</p> <p>後段について、他の重要施設に関する注視区域等に漁港区域が含まれることとなることをもって直ちに農林水産大臣及び漁港管理者に協議を行うことは考えていないが、当該注視区域等の大部分が漁港区域である場合など、指定に当たって農林水産大臣の知見が必要である場合には、協議を行うことはあり得る。なお、第4条第2項の「関係行政機関」は、国の行政機関を指しており、同項の規定により地方公共団体の長その他の執行機関に協議することとはしていない。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
問番号	6	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第4条第2項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>内閣総理大臣が注視地区を指定する場合に協議することとされている「関係行政機関の長」には、農林水産大臣及び海岸管理者を想定しているのか。</p> <p>(海岸法では、都道府県、市町村が海岸管理者と定められている。)</p> <p>また、生活関連施設に海岸保全施設を含まない場合でも、他の重要施設のおおむね千メートルの区域内が海岸保全区域と重複する場合については、上記協議をすることを想定し</p>			

ているのか。

内閣官房回答欄

前段について、2に対する回答のとおり、海岸保全施設を「生活関連施設」に含めることは想定していないため、当該施設に関する注視区域及び特別注視区域の指定並びに当該指定に関する農林水産大臣及び海岸管理者への協議は想定していない。

後段について、他の重要施設に関する注視区域等に海岸保全区域が含まれることとなることをもって直ちに農林水産大臣及び海岸管理者に協議を行うことは考えていないが、当該注視区域等の大部分が海岸保全区域である場合など、指定に当たって農林水産大臣の知見が必要である場合には、協議を行うことはあり得る。なお、第4条第2項の「関係行政機関」は、国の行政機関を指しており、同項の規定により地方公共団体の長その他の執行機関に協議することとはしていない。

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁計画課遠山
問番号	7	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第6条第1項	E-Mail	■■■■■
質問の内容			
注視区域・特別注視区域において、伐採その他森林法に基づいて関係行政機関に提出された届出や許可申請等に関する情報は、全て第6条第1項におけるその他政令で定めるものとして情報提供を行うことになるものと解してよろしいか。			
内閣官房回答欄			
注視区域内にある土地等について、森林法の規定により関係行政機関（関係地方公共団体を含む。）に提出された情報のうち、第6条第1項に規定する情報（同項の政令で定めるものを含む。）に該当するものは、同項の規定による情報提供の対象となり得る。			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	8	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第6条第1項	E-Mail	■■■■■
質問の内容			
本条項に基づき、内閣総理大臣が情報の提供を求める相手先は漁港管理者か。（漁港漁場整備法では、都道府県、市町村等の地方公共団体が漁港管理者と定められている。）			
内閣官房回答欄			
漁港管理者（地方公共団体）がその権限に基づき収集した情報に、第6条第1項に規定する情報が含まれている場合には、漁港管理者に対して情報の提供を求めることがあり得る。			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
問番号	9	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第6条第1項	E-Mail	■■■■■
質問の内容			
本条項に基づき、内閣総理大臣が情報の提供を求める相手先は海岸管理者か。（海岸法では、都道府県、市町村等の地方公共団体が海岸管理者と定められている。）			
内閣官房回答欄			
海岸管理者（地方公共団体）がその権限に基づき収集した情報に、第6条第1項に規定する情報が含まれている場合には、海岸管理者に対して情報の提供を求めることがあり得る。			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
------	-------	------	----------

問番号	10	TEL (直通)	
対象条項	第8条第1項・第2項	E-Mail	
質問の内容			
<p>漁港漁場整備法では、漁港管理者（地方公共団体）が、漁港管理条例を定め、当該条例に基づいて土地等の占用許可（最長10年）や漁港漁場整備法第37条の2の規定に基づく特定漁港施設の貸付（最長30年）を行っている。当該利用が、新法における機能の阻害と認められた場合に、上記許可等は、第2項の「正当な理由」となるか。正当な理由に当たらない場合、すでに整備した建物等を取り壊す必要があるのか。</p> <p>また、漁港管理者としても、漁港管理上著しい支障がない場合は、当該条例に基づく許可等の取消しはできないが、新法に基づいて取り消すことは可能となるのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>前段について、単に他の法律、条例等に基づく許可を受けていることをもって、第8条第2項の「正当な理由」があるとは解されない。このため、御指摘の建物等が重要施設等の機能を阻害する行為の用に供され、又は供されるおそれがある場合に、建物等の除却を命ずることはあり得る。後段について、本法律に基づく措置は、他の法律、条例等に基づく措置の効力に影響を与えるものではないため、本法律により、御指摘の条例に基づく許可等を取り消すことは想定されない。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
問番号	11	TEL (直通)	
対象条項	第8条第1項・第2項	E-Mail	
質問の内容			
<p>海岸法では、海岸管理者（地方公共団体）が、海岸保全区域内の土地の占用許可を行っている。当該利用が、新法における機能の阻害と認められた場合に、上記許可等は、第2項の「正当な理由」となるか。</p> <p>また、海岸管理者は、例えば占用許可等の規定や許可に付した条件に違反しない限りは許可等の取消しはできないが、新法に基づいて取り消すことは可能となるのか。</p> <p>行為の制限の許可についても同様の理解で良いか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>前段について、単に他の法律、条例等に基づく許可を受けていることをもって、第8条第2項の「正当な理由」があるとは解されない。後段について、本法律に基づく措置は、他の法律、条例等に基づく措置の効力に影響を与えるものではないため、本法律により、御指摘の許可等を取り消すことは想定されない。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	12	TEL (直通)	
対象条項	第11条第1項	E-Mail	
質問の内容			
<p>本条項で規定する「特定重要施設」には、「漁港漁場整備法」で定める「漁港施設」及び第4条第1項第二号で定める漁港漁場整備事業で整備された漁場の施設（クルマエビ養殖場等）も想定しているのか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>1に対する回答と同旨。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
問番号	13	TEL (直通)	
対象条項	第11条第1項	E-Mail	

質問の内容
本条項で規定する「特定重要施設」には、「海岸法」で定める「海岸保全施設」も想定しているのか。
内閣官房回答欄
2に対する回答と同旨。

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁業務課 尾山真一
問番号	14	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第 11 条第 2 項	E-Mail	■■■■■
質問の内容	「内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地利用状況審議会の意見を聴かなければならない」とあるが、国有林野である土地を特別注視区域として指定する場合には、林野庁に対して、あらかじめ十分な時間的余裕を持って協議頂けるものと考えてよろしいか。		
内閣官房回答欄	4に対する回答と同旨。		

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	15	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第 11 条第 2 項	E-Mail	■■■■■
質問の内容	内閣総理大臣が特別注視地区を指定する場合に協議することとされている「関係行政機関の長」には、農林水産大臣及び漁港管理者を想定しているのか。		
内閣官房回答欄	5に対する回答と同旨。		

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
問番号	16	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第 11 条第 2 項	E-Mail	■■■■■
質問の内容	内閣総理大臣が特別注視地区を指定する場合に協議することとされている「関係行政機関の長」には、農林水産大臣及び海岸管理者を想定しているのか。		
内閣官房回答欄	6に対する回答と同旨。		

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	17	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第 20 条第 1 項	E-Mail	■■■■■
質問の内容	内閣総理大臣が情報提供することができることとされている「関係行政機関の長」には、農林水産大臣及び漁港管理者を想定しているのか。		
内閣官房回答欄	第 20 条第 1 項の「関係行政機関」は、国の行政機関を指しており、同項の規定により漁港管理者に情報提供をすることとはしておらず、情報提供の対象となり得るのは農林水産大臣のみである。		

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
------	-------	------	-------------

問番号	18	TEL (直通)	██████████
対象条項	第 20 条第 1 項	E-Mail	██████████
質問の内容			
内閣総理大臣が情報提供することができるかとされている「関係行政機関の長」には、農林水産大臣及び海岸管理者を想定しているのか。			
内閣官房回答欄			
第 20 条第 1 項の「関係行政機関」は、国の行政機関を指しており、同項の規定により漁港管理者に情報提供をすることとはしておらず、情報提供の対象となり得るのは農林水産大臣のみである。			

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁計画課遠山
問番号	19	TEL (直通)	██████████
対象条項	第 20 条第 2 項	E-Mail	██████████
質問の内容			
施設機能又は離島機能の阻害を目的とした行為の一環として、森林法における許可基準を満たした上で当該行為の許可申請等があった場合に、第 20 条第 2 項の規定により、機能の阻害を防止するための措置の実施を要求されることはあるのか。例えば、監視を目的とした物見櫓の建設のため、森林法第 10 条の 2 に基づく林地開発の許可申請が森林法上の基準を満たした上で提出された場合など。			
内閣官房回答欄			
第 20 条第 2 項の規定による求めは、他の法律の規定に基づく措置が重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に資するものであり、かつ、当該土地等の利用が、当該法律の目的や当該規定の趣旨に反するものである場合（当該措置を行うことが適当と考えられる場合）に行うことを想定している。もっとも、同項の規定による求めがあった場合（同項の規定による求めを受けた大臣から地方公共団体に対して勧告等の措置がとられた場合を含む。）に、当該法律に基づく措置を実施するか否かは、当該措置に係る権限を有する行政庁がその裁量の範囲内で判断するものと考えている。			

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁計画課遠山
問番号	20	TEL (直通)	██████████
対象条項	第 20 条第 2 項	E-Mail	██████████
質問の内容			
「当該措置の速やかな実施を求めることができる」とあるが、当該措置の実施につき、こういった対応を求められることとなるのかご教示されたい。 例えば、 ・法令に基づく処理期間を短縮して当該措置を実施 ・法令に基づく処理期間内において、他の案件との処理の順序を入れ替えて当該措置を最優先で実施 ・通常の事務処理を行う中で遅れることなく実施 のいずれの対応を求められることとなるのか。			
内閣官房回答欄			
原則として、通常の事務処理として適切に実施することを求めることを想定している。			

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁計画課小林
問番号	21	TEL (直通)	██████████
対象条項	第 20 条第 2 項	E-Mail	██████████

質問の内容

漁港漁場整備法では、漁港管理者は、漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与える行為を制限することができるが、これは「他の法律の規定に基づく措置」に該当すると考えるか。

また、「当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し」との記載があるが、この「事務」には、地方自治法に基づく自治事務や法定受託事務は該当しないという整理でよいか。

内閣官房回答欄

前段について、貴見のとおり。

後段について、地方公共団体の事務であっても、自治事務であると法定受託事務であるとを問わず、当該措置に係る制度を所管する大臣に対して実施を求めることはあり得る。その場合には、個別の法令に地方公共団体に対する指示、指導等の根拠規定がある場合には当該規定による指示、指導等を、個別の法令に当該規定がない場合には、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項等の規定による技術的な助言、勧告等を行うよう要請することを想定している。

府省庁名	農林水産省	担当者名	水産庁防災漁村課 井上
問番号	22	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 20 条第 2 項	E-Mail	■■■■■■■■■■

質問の内容

「利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置」とあるが、具体的にどのような措置を想定しているのか。

例えば、海岸法第八条や第八条の 2 に規定する「海岸保全区域における行為の制限」や第三十七条の 5 や第三十七条の 6 に規定する「一般公共海岸区域における行為の制限」は当該規定の「他の法律の規定に基づく措置」に該当するのか。

また、「当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に対し」との記載があるが、この「事務」には、地方自治法に基づく自治事務や法定受託事務は該当しないという整理でよいか。

内閣官房回答欄

前段について、貴見のとおり。

後段について、21 に対する後段の回答のとおり。

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁業務課 尾山真一
問番号	4	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第4条第2項	E-Mail	■■■■■
質問の内容			
<p>「内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地利用状況審議会の意見を聴かなければならない」とあるが、国有林野である土地を注視区域として指定する場合には、林野庁に対して、あらかじめ十分な時間的余裕を持って協議頂けるものと考えてよろしいか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>注視区域及び特別注視区域を指定するに当たっては、対象となる重要施設又は国境離島等の有する機能に対する評価や想定される当該機能を阻害する行為の種類の想定を適切に行うことが必要であることから、関係行政機関の長への協議は、当該指定の対象となる重要施設を所管する行政機関の長や国境離島等についての知見を有する行政機関の長に対して行うことを想定している。</p> <p>このため、注視区域等に国有林野が含まれることをもって直ちに農林水産大臣に協議を行うことは考えていないが、当該注視区域等の大部分が国有林野である場合など、指定に当たって農林水産大臣の知見が必要である場合には、協議を行うことはあり得る。</p> <p>(再質問)</p> <p>国有林野は、その活用による地域産業の振興、地元住民の福祉の向上も管理経営の目標の一つとしており、貸付地や共用林野、分収造林などの他者の権利等が設定されている場合もあり、実務運用上支障がないよう協議が必要なケースについて今後調整が必要と考えている。</p> <p>このため、注視区域の指定に際しての当庁への事前協議の運用方針等について、今後調整いただけるとの理解でよろしいか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>注視区域等の指定に関する事前協議の考え方については、今後検討し、関係省庁と調整させていただきたいと考えている。</p>			

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁計画課遠山
問番号	7	TEL (直通)	■■■■■
対象条項	第6条第1項	E-Mail	■■■■■
質問の内容			
<p>注視区域・特別注視区域において、伐採その他森林法に基づいて関係行政機関に提出された届出や許可申請等に関する情報は、全て第6条第1項におけるその他政令で定めるものとして情報提供を行うことになるものと解してよろしいか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>注視区域内にある土地等について、森林法の規定により関係行政機関（関係地方公共団体を含む。）に提出された情報のうち、第6条第1項に規定する情報（同項の政令で定めるものを含む。）に該当するものは、同項の規定による情報提供の対象となり得る。</p> <p>(再質問)</p>			

第6条第1項及び第2項の運用に当たり、関係行政機関（関係地方公共団体を含む。）側による主体的な情報提供は全く想定されていないものと解してよろしいか。

※農水省は、とある者により機能阻害行為がなされた際に、とある者の情報を森林法に基づき有しており、かつ、新組織が第6項に基づく情報提供請求を行わなかった際に、当該情報をなぜ予め農水省から新組織に主体的に情報提供しなかったのかと追及される可能性があるのかないのか確認したい趣旨。

内閣官房回答欄

第6条の規定は、内閣総理大臣の判断により、土地等利用状況調査のために必要がある場合に、関係行政機関等に対し情報提供を求めることができること（同条第1項）を規定するとともに、かつ、これに対する提供義務を課すもの（同条第2項）であり、関係行政機関等に対して主体的な情報提供の義務を課すものではない。

府省庁名	農林水産省	担当者名	林野庁業務課 尾山真一
問番号	14	TEL（直通）	■■■■■■■■■■
対象条項	第11条第2項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
「内閣総理大臣は、特別注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地利用状況審議会の意見を聴かなければならない」とあるが、国有林野である土地を特別注視区域として指定する場合には、林野庁に対して、あらかじめ十分な時間的余裕を持って協議頂けるものと考えてよろしいか。			
内閣官房回答欄			
4に対する回答と同旨。			
(再質問)			
4に対する再質問と同旨。			
内閣官房回答欄			
4に対する再回答と同旨。			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局治水課 横島
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第1条	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等が重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為」とあるが、「機能を阻害する行為」は具体的にどのような行為を想定しているのか具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。</p>			
【理由】			
<p>発電を目的とするダム関連施設が「重要施設の周辺の区域内及び国境離島等の区域内にある土地等」に含まれる場合、当該施設の維持管理を目的として大規模な公共事業等が本項に規定されている「機能を阻害する行為」に該当するか確認したいため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>重要施設の施設機能をその周辺にある土地等の利用により阻害し得る行為としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 継続的な高所からの監視、盗聴等の活動 ② 周囲の送電線、水道管等を破壊することによる当該施設へのライフライン供給の阻害 ③ 坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃 ④ 銃器による攻撃 ⑤ 電波妨害（ジャミング） <p>等を想定しているが、多様な行為があり得ることから、網羅的にお答えすることは困難である。</p> <p>また、国境離島等の離島機能をその区域内にある土地等の利用により阻害し得る行為としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 領海基線の根拠となる低潮線、その近傍の土地等の大規模な破壊、形質変更 ② 領海等の保全及び利用に関する活動の拠点の基礎となる施設に対する攻撃等 ③ 国境離島等の社会経済活動を阻害することによる領海等の保全及び利用に関する活動拠点としての機能の無力化 <p>等を想定しているが、多様な行為があり得ることから、網羅的にお答えすることは困難である。</p> <p>なお、大規模な公共工事が「機能を阻害する行為」に該当することは想定していない。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	港湾局海洋・環境課 伊庭
問番号	2	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第2条第2項第2号	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「海上保安庁の施設」が追加された理由をご教示いただきたい。また、海上保安庁が所有・管理していない低潮線保全法第8条に規定する「特定離島港湾施設」は、同庁による施設の利用が想定されているか否かにかかわらず、当該「海上保安庁の施設」には含まれないという理解でよろしいか。</p>			
【理由】			
<p>当局では、特定離島港湾施設の整備・管理等を所管しており、本法案の適用関係について確認する必要があるため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>領海警備に当たる海上保安庁の施設は、領海等の保全に関する活動の基盤として、我が国の領海等の保全等にとって極めて重要な機能を有しており、当該施設に対する攻撃等によりその機能が阻害される事態が生じた場合には、不測の事態に適切に対応することができず、我が国の領海</p>			

等の保全に著しい支障が生ずると考えられることから、対象としている。
 特定離島港湾施設は、海上保安庁の施設に含まれないものと想定している。

府省庁名	国土交通省	担当者名	道路局環境安全・防災課 田中
問番号	3	TEL（直通）	■■■■■
対象条項	第2条第2項第3号	E-Mail	■■■■■
質問の内容			
<p>「国民生活に関連を有する施設であって、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもので政令で定めるもの（＝生活関連施設）」には、道路施設（空港連絡橋、バスタ等）を想定しているか、ご教示いただきたい。</p> <p>【理由】 道路行政への影響を把握したいため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>第2条第2項第3号の政令においては、国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設のうち第1号に係る類型を参照しつつ、本法律に基づく措置を講ずる必要性等を勘案して、具体的な施設類型を規定することを予定しており、道路施設については現時点で想定していない。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局海岸室 齊藤、小西
問番号	4	TEL（直通）	■■■■■
対象条項	第2条第2項及び第4項	E-Mail	■■■■■ ■■■■■
質問の内容			
<p>第2条第2項第3号及び第4項に規定する「施設」及び「施設機能」はどのようなものを想定しているか。また、当局が直轄管理する沖ノ鳥島や、低潮線保全区域を有する国境離島は「重要施設」及び「施設機能」を有するものに当たるか。</p> <p>【理由】 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づき当局が直轄管理をし、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）に基づき低潮線の保全を行っている沖ノ鳥島をはじめとする国境離島は、これらの法律により一定の土地の規制を行っているところ、この法律に規定する「重要施設」に当たるかを確認したいため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>第2条第2項第3号の政令においては、国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設のうち第1号に係る類型を参照しつつ、本法律に基づく措置を講ずる必要性等を勘案して、具体的な施設類型を規定する予定であるため、現時点で具体的にお答えすることは困難である。</p> <p>また、第2条第4項に規定する「施設機能」については、同項第1号から第3号までに規定するとおりである。なお、同号に規定する機能については、第2条第2項第3号の政令において定めることとなる生活関連施設の類型ごとに異なるため、現時点で具体的にお答えすることは困難で</p>			

ある。

御指摘の沖ノ鳥島その他の国境離島は、重要施設には該当しないが、第2条第3項に規定する国境離島等に該当する。

府省庁名	国土交通省	担当者名	港湾局海洋・環境課 伊庭
問番号	5	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第2条第3項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>領海等の限界を画する基線は離島だけでなく本土にも存在するところ、基線を有する離島が「国境離島等」として本法案の適用を受けることに関して、離島と本土で取扱いに差を設ける理由をご教示ください。</p>			
<p>【理由】</p> <p>当局では、港湾内の低潮線保全区域（南鳥島・宗谷港）を所管しており、本法案の適用関係について確認する必要があるため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>我が国の領海、排他的経済水域等の外縁を根拠付ける基線の多くは、地理的に本土から離れた離島に存在しており、特に、近傍に本土や他の離島がない国境離島については、その有する領海基線の変更をもたらす行為が行われた場合には、直ちに広大な領海等を消失しかねないものであり、我が国の領域主権が著しく害されるおそれがあることを踏まえ、本法律では国境離島に限って対象としている。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局治水課 横島
問番号	6	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第4条、第11条	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>ダムが所在地が注視区域又は特別注視区域内に含まれることとなる場合、当該ダムの建設者・管理者（国、都道府県、（独）水資源機構、民間企業（電力会社）等）に対して、直接連絡はあるか。</p>			
<p>【理由】</p> <p>上記の場合、ダム関係者が意図せずして機能を阻害する行為を実施することを防止するため、当該関係者に対して区域指定された旨の情報共有を行う必要があると考えるため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>注視区域の範囲については官報に公示することによって国民に周知することとしており、重要施設の周辺区域として指定される注視区域内又は特別注視区域内にダムが所在していても、当該ダムの建設者・管理者に対して直接連絡することは想定していない。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局海岸室 齊藤
問番号	7	TEL (直通)	■■■■■■■■■■

対象条項	第4条第2項	E-Mail	
質問の内容			
<p>案文では「関係行政機関の長」と「関係地方公共団体の長」が書き分けられているが、第4条第2項に規定する「関係行政機関の長」には、都道府県知事等の地方公共団体は含まれないという認識でよろしいか。含まれない場合、都道府県知事に権限がある国有財産となる土地等の取得等については、どの関係行政機関の長に協議がなされるか。</p> <p>【理由】</p> <p>海岸法（昭和31年法律第101号）に基づき管理している海岸保全区域は、都道府県知事が指定し、海岸管理者である所管ごとの都道府県知事、市町村等が管理しているため。また、海岸法に規定する公共海岸の土地については、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）に定める法定受託事務であり土地の取得等は都道府県が行うこととなっているため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>前段については、貴見のとおり。</p> <p>後段については、第4条第1項の規定による注視区域の指定は、具体的な権利関係に影響を与えるものではないことから、御指摘の観点から協議を行う必要はないと考えている。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局海岸室 齊藤、小西
問番号	8	TEL（直通）	
対象条項	第6条	E-Mail	
質問の内容			
<p>第6条に規定する「その他政令で定めるものの提供」には、どのようなものを想定しているか。</p> <p>【理由】</p> <p>海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸管理者が行った許可等の情報その他海岸管理者が保有する情報や、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成22年法律第41号）に基づき当局の権限により関係行政機関が行った許可等の情報その他当局の権限により行った関係行政機関が保有する情報も、本項で提供する情報に含まれるか確認したいため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>本籍、国籍、出生の年月日、死亡の年月日、連絡先等を想定している。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局海岸室 齊藤
問番号	9	TEL（直通）	
対象条項	第10条第2項	E-Mail	
質問の内容			
<p>第10条に規定する「当該権利の買入れを希望する国の行政機関の長」には、どのような行政機関を想定しているか。</p> <p>【理由】</p> <p>海岸法（昭和31年法律第101号）に規定する公共海岸の土地の取得等は、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）が定める法定受託事務により、都道府県が行うことと</p>			

となっているため。

内閣官房回答欄

主に、当該注視区域に係る重要施設を所管している大臣を想定している。

府省庁名	国土交通省	担当者名	港湾局海洋・環境課 伊庭
問番号	10	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 11 条第 1 項	E-Mail	■■■■■■■■■■

質問の内容

南鳥島及び沖ノ鳥島は、第 12 条第 1 項に規定する「特定国境離島等」に該当するか、見解をご教示ください。

また、同項中「離島機能を阻害することが容易であるもの」について、容易であるか否かの判断基準をご教示ください。

【理由】

当局では、特定離島港湾施設の整備・管理等を所管しており、本法案の適用関係について確認する必要があるため。

内閣官房回答欄

第 11 条第 1 項の「その離島機能が特に重要であるもの」とは、例えば、国境離島のうち近傍に本土や他の離島がないものについては、その有する領海基線の変更をもたらし得る行為が行われた場合には、直ちに広大な領海等を消失しかねないことから、これに該当すると考えられ、また、「その離島機能を阻害することが容易であるもの」とは、例えば、本土から遠隔に位置する無人国境離島については、人の目が届きづらく、離島機能を阻害する行為及びその準備行為が発見されにくいことから、これに該当すると考えられるが、御指摘の南鳥島及び沖ノ鳥島が「特定国境離島等」に該当するかどうかはそれぞれの島の実態に照らして個別に検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。

一方で、離島の全ての土地が国有地である場合（当該土地等に利用を目的とする権利が設定されている場合を除く。）は、当該国境離島の土地等が民間人に権原に基づき利用され、離島機能を阻害する行為の用に供されることは想定されないことから、そのような国境離島を注視区域として指定することは想定していない。

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局治水課 横島
問番号	11	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条	E-Mail	■■■■■■■■■■

質問の内容

一部のダムは、兼用工作物として国及び事業者（電力会社など）の双方が所有権を有する。こうしたダムが特別注視区域内に位置する場合、特別注視区域における土地等に関する所有権等の移転等の届出は、国及び事業者の双方から提出する必要があるか。

【理由】

兼用工作物について「特別注視区域における土地等に関する所有権等の移転等の届出」を行う場合、手続上の不備を防止する観点から、所有権を有する全ての者が届出を提出する必要があるかを確認したいため。

内閣官房回答欄

第 12 条の規定による届出は、当該届出に係る土地等売買等契約の当事者が行うこととされているため、例えば、国及び事業者が共有する不動産について、共有持分の全部を第三者に移転する場合など、双方が契約の当事者となる場合には、双方とも届出義務を負う。

ただし、土地等に関する所有権の移転又は設定を受ける者が国又は地方公共団体である場合（国や地方公共団体等が当該土地等を購入する場合等）については、「土地等売買等契約」の定義から除外されることとなるため、届出義務は生じない。

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局治水課 横島
問番号	12	TEL（直通）	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>特別注視区域における土地等に関する所有権等の移転等の届出について、河川法第 26 条において河川管理者が許可した工作物を設置する場合も当該届出が必要となるのか。</p> <p>【理由】</p> <p>河川法上は許可されている工作物に対しても本法案に係る届出を提出する必要がある場合、その旨を河川利用者及び河川管理者に対して事前に周知する必要があるため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>第 12 条は土地等に関する所有権等の移転又は設定をする契約について届出を義務付けるものであり、工作物（建物）を新設する場合については、届出は不要である。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	港湾局海洋・環境課 伊庭
問番号	13	TEL（直通）	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条第 1 項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>第 12 条第 1 項に規定する面積要件（二百平方メートル（建物の床面積にあっては、百平方メートル））について、当該要件の設定の考え方及び根拠をご教示いただきたい。また、同項中「政令で定める者」及び「政令で定める契約」について、想定している政令の規定内容をご教示いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>当局では、南鳥島の土地を一部所管しており、本法案の内容について確認するため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>土地の面積については、地方税法における住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の対象、公有地の拡大の推進に関する法律における届出義務の対象等を参考にした上で、住宅及び宅地の取引実績に係る調査の内容を踏まえ、個人による一般的な住宅取得のための土地の取引の相当程度を対象から除くこととなると考えられる水準として設定したものである。</p> <p>また、建物の面積については、土地について 200 平方メートルとしたことを踏まえて、土地と建物の関係を踏まえて設定したものである。</p>			

なお、実際の面積要件の水準については、政令においていかなる施設類型を生活関連施設として規定するか、また、それに伴う特別注視区域として指定される区域の数の見込みも踏まえた上で、政令で規定する予定である。

第12条第1項中「政令で定める者」は、独立行政法人や国立研究開発法人などの公共部門に位置付けられる法人を想定しているが、具体的にいかなる法人を規定するかについては、検討中である。

また同項中「政令で定める契約」は、権利取得者の性質や当該土地等に対する法規制等により当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少なく、届出義務を課する必要性に乏しい契約の類型を定めることを想定しているが、具体的にいかなる類型を政令において定めるかについては検討中である。

府省庁名	国土交通省	担当者名	道路局路政課 村井
問番号	14	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第12条第1項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「…当該契約に係る土地等に関する所有権等の移転又は設定を受ける者が国、地方公共団体その他政令で定める者である場合…を除く。」とあるが、「政令で定める者」に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、高速道路株式会社又は地方道路公社（※）が含まれるか否かをご教示いただきたい。</p> <p>（※）各機関の設立根拠法 ・独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構：独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号） ・高速道路株式会社：高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号） ・地方道路公社：地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）</p> <p>【理由】 道路行政への影響を把握したいため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>政令で定める者としては独立行政法人や国立研究開発法人などの公共部門に位置付けられる法人を想定しているが、具体的にいかなる法人を規定するかについては、検討中である。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	住宅局建築指導課 吹抜
問番号	15	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第20条第2項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「注視区域内において重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置」の実施に関する事務を所掌している者が地方公共団体である場合には、当該「他の法律の規定」を所管する大臣については、当該措置に関する事務を所掌していないことから、第20条第2項の規定に基づき「当該措置の速やかな実施を求めることができる」対象とならないということによいか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>地方公共団体の事務であっても、当該措置に係る制度を所管する大臣に対して実施を求めることはあり得る。 その場合には、個別の法令に地方公共団体に対する指示、指導等の根拠規定がある場合には当</p>			

該規定による指示、指導等を、個別の法令に当該規定がない場合には、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項等の規定による技術的な助言、勧告等を行うよう要請することを想定している。

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局海岸室 齊藤
問番号	16	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 22 条	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
第 22 条に規定する「国が適切な管理を行う必要がある」には、国の土地の所有等の権限を有する都道府県知事の管理は含まれないと解してよろしいか。			
【理由】			
海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に規定する公共海岸の土地の管理は自治事務となつていて、土地の取得等については、国有財産法施行令（昭和 23 年政令第 246 号）が定める法定受託事務により、都道府県が行うことととなっているため。			
内閣官房回答欄			
貴見のとおり。			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局治水課 横島
問番号	11	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第 12 条	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>一部のダムは、兼用工作物として国及び事業者（電力会社など）の双方が所有権を有する。こうしたダムが特別注視区域内に位置する場合、特別注視区域における土地等に関する所有権等の移転等の届出は、国及び事業者の双方から提出する必要があるか。</p> <p>【理由】 兼用工作物について「特別注視区域における土地等に関する所有権等の移転等の届出」を行う場合、手続上の不備を防止する観点から、所有権を有する全ての者が届出を提出する必要があるかを確認したいため。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>第 12 条の規定による届出は、当該届出に係る土地等売買等契約の当事者が行うこととされているため、例えば、国及び事業者が共有する不動産について、共有持分の全部を第三者に移転する場合など、双方が契約の当事者となる場合には、双方とも届出義務を負う。</p> <p>ただし、土地等に関する所有権の移転又は設定を受ける者が国又は地方公共団体である場合（国や地方公共団体等が当該土地等を購入する場合等）については、「土地等売買等契約」の定義から除外されることとなるため、届出義務は生じない。</p>			
再質問の内容			
<p>国と民間事業者等の兼用工作物を建設するために土地を購入する場合、国が土地を購入する場合は届出義務は生じないが民間事業者等が土地を購入する場合は国との兼用工作物を建設するためであっても届出義務が生じるのか。又は、国との兼用工作物を建設するための土地購入などは、「特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約である場合」に該当し、当該届出等は不要となるのかご教示願いたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>お尋ねの「特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少ないものとして政令で定める契約」については、権利取得者の性質や当該土地等に対する法規制等により当該土地等が特定重要施設の施設機能又は特定国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されるおそれが少なく、届出義務を課する必要性に乏しい契約の類型を定めることを想定している。国との兼用工作物を建設するためであっても民間事業者等が土地を購入する場合は原則として届出義務の対象となると考えているが、御指摘の土地購入が、条件に該当することが担保されるのであれば、政令において届出義務の対象から除外することもあり得る。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	環境省	担当者名	自然環境局国立公園課 安藤
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第4条第2項、第11条第2項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>第4条第2項、第11条第2項の「関係行政機関」に環境省は含まれるか、ご教示いただきたい。</p> <p><理由> 規定の趣旨を確認するため</p>			
内閣官房回答欄			
<p>注視区域及び特別注視区域を指定するに当たっては、対象となる重要施設又は国境離島等の有する機能に対する評価や想定される当該機能を阻害する行為の種類の想定を適切に行うことが必要であることから、関係行政機関の長への協議は、当該指定の対象となる重要施設を所管する行政機関の長や国境離島等についての知見を有する行政機関の長に対して行うことを想定している。</p> <p>このため、仮に貴省所管の施設を生活関連施設として政令で定め、当該施設周辺を注視区域又は特別注視区域として指定する際には、当該指定に当たって環境大臣の知見が必要である場合に、協議を行うことはあり得るものの、現時点で貴省所管施設周辺を注視区域又は特別注視区域として指定することは想定していない。</p> <p>なお、仮に注視区域の大部分が貴省所管の国立公園等の区域である場合など、指定に当たって環境大臣の知見が必要である場合に、環境大臣に対し、協議を行うことはあり得る。</p>			

府省庁名	環境省	担当者名	自然環境局国立公園課 安藤
問番号	2	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第1条第1項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「機能を阻害する行為の用に供されること」として想定される行為について、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。</p> <p><理由> 国境離島の一部には国立公園区域も含まれ、一般の利用や公園施設の整備も想定されることから、規定の趣旨を確認するため</p>			

質のみを有するものを含めるのは適当でないと考えており、この点、貴省所管の施設で、①に該当するものはないと承知していることから、貴省所管の施設を政令で定めることは現時点で想定していない。

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	防衛省	担当者名	整計局情報通信課阿部敏和
問番号	1	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第一条及び第二条第四項	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>第一条の「重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為」のうち、第二条第四項第一号の「防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能」を阻害する行為として、たとえば次の①から③までの行為はそれぞれ該当するのか。</p> <p>① レーダーを含む無線通信施設に対する妨害電波の発射 ② レーダーの覆域又は無線通信路上における電波伝搬障害の原因となる建築物の建設 ③ 暗号化等の秘匿措置が施された通信を傍受、復号することによるその内容の取得</p>			
内閣官房回答欄			
<p>重要施設の施設機能をその周辺にある土地等の利用により阻害し得る行為としては、 ア 継続的な高所からの監視、盗聴等の活動 イ 周囲の送電線、水道管等を破壊することによる当該施設へのライフライン供給の阻害 ウ 坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃 エ 銃器による攻撃 オ 電波妨害（ジャミング） 等を想定しているところ、お尋ねの①から③までの行為については、その態様によっては「防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能」を阻害する行為に該当し得ると考える。</p>			

府省庁名	防衛省	担当者名	人事教育局衛生官付 坂西
問番号	2	TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第二条第二項第一号	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>案文第二条第二項第一号の「自衛隊の施設」における「自衛隊」は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊と同一であるか。もし同一でない場合には、どのような定義であるかお示しいただきたい。</p> <p>※質問の趣旨は、「自衛隊」の範囲として陸上、海上及び航空自衛隊のみではなく、自衛隊法第2条第1項に示すように施設等機関（防衛大学校や防衛医大）なども含まれるかどうか念のため確認するためのもの。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>貴見のとおり。</p>			

府省庁名	防衛省	担当者名	整計局情報通信課阿部敏和
問番号	3	TEL (直通)	██████████
対象条項	第四条第一項	E-Mail	██████████
質問の内容			
<p>「重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内」とあるが、たとえば無線通信施設に対する妨害電波の発射については、対象施設との間で見通しが確保できれば数十 km 以上離れた場所からでも有効な行為であり、これを防ぐための基準としては不十分と考えられる。</p> <p>「おおむね千メートル」という基準は、(妨害電波の発射以外に) 具体的にどのような行為を防止するために必要な距離として設定したのか理由を示されたい。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>本法律に基づく措置が一定の私権制限を伴うものであることも踏まえ、重要施設の施設機能を阻害し得る行為の危険性が相当に懸念されると考えられる範囲として、おおむね 1,000 メートルを上限として定めたものであり、当該行為としては、例えば、坑道の掘削、施設地下への侵入や銃器による攻撃等を想定している。</p>			